

山口斎場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務  
公募型企画競争 提案説明書

令和4年4月  
札幌市保健福祉局保健所生活環境課

## 1 業務名

山口斎場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務

## 2 業務の目的

山口斎場の施設の現状を確認したうえで、次期運営事業に向け、事業スキームの検討・作成及びPFI法に基づいて行う実施方針等の作成から民間事業者との契約締結までの検討・手続に関する総合的な支援を行うことを目的とする。

また、山口斎場の次期運営に係る各種疑義について、専門的な知見による適切なアドバイスと関係者への情報提供等の支援を併せて行うものとする。

## 3 山口斎場の諸元

階数	地上2階
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
運営形態	PFI事業（BOT方式）
新築（供用開始）	2006年4月
大規模修繕	行っていない
敷地面積	40,000 m <sup>2</sup>
建築面積	9,366 m <sup>2</sup>
延床面積	12,835 m <sup>2</sup>
火葬炉数	29基
焼却炉数	1基
告別室	2室 200 m <sup>2</sup>
収骨室	14室 630 m <sup>2</sup>
待合室	31室 1,488 m <sup>2</sup>
霊安室	1室 最大3体
待合ホール	320 m <sup>2</sup>
エントランスホール	500 m <sup>2</sup>
駐車場	10,000 m <sup>2</sup>

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月19日まで

## 5 予算規模（契約限度額）と支払時期

45,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ このうち、譲渡前検査等調査業務分は14,850,000円、PFIアドバイザー業務分は30,250,000円を契約限度額とする。また、本業務に係る委託料については、譲渡前検査等調査業務分は令和5年3月10日までの業務完了後に、PFIアドバイザー業務分は令和7年3月19日までの業務完了後に支払うものとする。

## 6 業務の内容

別紙の「山口斎場の譲渡前検査及び付随して行う調査業務 仕様書」及び「山口斎場における譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務 仕様書」により以下の業務を行う。なお、業務の詳細は各仕様書によるものとする。

### (1) 譲渡前検査等調査業務

山口斎場の現在の状況を確認するための検査を行い、付随して行う調査は、次期事業期間（2035年度までを想定）及びそれ以降に修繕や更新が必要な箇所を明らかにするとともに、費用や実施時期について検討する。

### (2) PFIアドバイザー業務

- ア 事業スキーム等の検討・作成支援
- イ 実施方針(案)・要求水準書(案)等の公表に係る支援
- ウ 特定事業の評価・選定、公表に係る支援
- エ 入札説明書等の作成・公表に係る支援
- オ 事業者選定委員会の運営及び提案審査に係る支援
- カ 契約協議に係る支援
- キ その他

## 7 契約概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

### (2) 告示日

令和4年（2022年）4月15日（金）

### (3) 履行期間

業務着手の日から令和7年（2025年）3月19日まで

## 8 企画提案を求める項目

### (1) 過去の業務実績

PPP/PFI のアドバイザー業務や PPP/PFI 導入可能性調査、その他 PPP/PFI 及び公共施設に係る中長期的な修繕計画等に関する調査・検討業務の実績を示すこと。

### (2) 業務計画案

本業務における調査・検討方法、業務スケジュール、執行体制等について示すこと。  
なお、譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務の2つの業務について、いずれかの業務に偏ることがないように各々についてバランスの取れた提案とすること。

### (3) 事業スキーム等の検討・作成支援

次期山口斎場の事業方式や事業期間、修繕方針、PFI 事業の範囲などを事前に考慮したうえで、他都市における PPP/PFI 手法による施設整備・運営手法について、本業務の参考となるものを数例示すとともに、その特徴や運営上の課題、対応策・解決策等について考えを示すこと。

### (4) 業務の進行における重要な事項

本業務を的確かつ円滑に進めるために特に重要となる事項を示し、どのような点に

配慮して業務を進行していくのか、そのポイントや具体的な対応方法について示すこと。

なお、譲渡前検査等調査業務及びPFIアドバイザー業務の2つの業務について、いずれかの業務に偏ることがないように各々についてバランスの取れた提案とすること。

(5) 独自提案

「6 業務の内容」に示す事項以外に調査・検討すべき事項や付加できる事柄について、その理由を付して提案すること。

9 参加手続に関する事項

(1) 日程（予定）

手 続	日 程
企画提案の公募開始	令和4年4月15日（金）
質問書の提出期限	令和4年4月22日（金）※
参加意向申出書の提出期限	令和4年4月28日（木）※
企画提案書等提出期限	令和4年5月19日（木）※
参加資格の確認及び一次審査（書類審査）	令和4年5月23日（月）
二次審査（ヒアリング）	令和4年5月30日（月）

※ 提出期限については、それぞれの期限日の17時必着とする。

※ なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンライン開催や人数を限定しての実施となる可能性がある。

(2) 提出書類

下記の提出書類について、同じ綴りで各10部（正本1部、副本9部）並びにPDFファイル形式の電子媒体（CD 又は DVD）1部を提出期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

提出書類	備考	提出期限等
①参加意向申出書	・様式1	令和4年4月28日（木）17時
②企画提案書	・A3、インデックス等は付さない ・自由様式 ・表紙に会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載 ・正本はホチキス留めし、代表印を押印 ・副本はクリップ留め ・ページ数は表紙を除き3枚程度	令和4年5月19日（木）17時
③業務従事者（再委託）	・様式2 ・再委託を行う場合のみ提出 ・従事者1名につき1枚作成すること	令和4年5月19日（木）17時 ※提出期限までに参加資格要件を満たすこと
④参考見積書	・自由形式 ・見積の根拠が分かるように記載 ・業務ごとの内訳金額、人工についても記載すること	令和4年5月19日（木）17時

(3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限（4月22日（金）17時）までに質問書（様式3）を原則として電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「斎場に関する検討プロポーザル（質問書）」とすること。なお、提案内容と関連しない項目（参加意向申出書の記載方法等）については電話での質問も認める。

また、受理した質問書への回答は、質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者へ送付するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「保健福祉局保健所 入札・契約等情報」のページに掲載する。

## 10 関係資料

企画提案書の作成にあたって、下記の本市ホームページにて公開している情報を参考とすること。

① 札幌市火葬場・墓地に関する運営計画

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/kihonkoso/index.html>

② 札幌市 PPP/PFI 活用方針

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/ppppfi/houshin/index.html>

## 11 選定方法

「山口斎場における譲渡前検査等調査業務及び PFI アドバイザリー業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「12 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、「評価項目及び評価基準表」の評価項目「(1) 過去の業務実績」及び「(2) 業務計画案」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者に通知する。

エ 一次審査の通過者数は5者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者当たり約20分（提案説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う（二次審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。

エ 二次審査においては、「評価項目及び評価基準表」のすべての評価項目に基づき実施委員会が評価（以下「採点」という。）を行う。

オ 採点の最低基準点は総合得点（満点）の6割とする。また、「8 企画提案を求

める項目」のうち、「(3) 事業スキーム等の検討・作成支援」及び「(4) 業務の進行における重要な事項」については、特に重要な項目のためそれぞれ個別に6割を最低基準と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、入選者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により入選者を選定する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「12 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

## 12 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でない者。
- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

## 13 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

#### 14 評価及び参加資格等についての申立て

##### (1) 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

##### (2) 参加資格等についての申立て

企画提案者は本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により疑義の申立てを行うことができる。

#### 15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明等に定める手続き、方法等を遵守しない者

#### 16 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

#### 17 その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(3) 札幌市に提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

18 問い合わせ先（担当部局）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

札幌市保健福祉局保健所生活環境課 鷺尾、佐藤

TEL : 011-622-5182 FAX:011-622-7311

電子メールアドレス : seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

ホームページ : <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>